

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について

(概要)

家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金を下記のとおり実施いたします

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、基準日(令和5年6月1日)において、諏訪市にお住いの令和5年度分の住民税均等割非課税世帯へ1世帯あたり3万円を支給します。

このほか、令和5年1月以降に予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯も給付金の支給対象となります。

- ・対象世帯へは7月中に市より書類が郵送されますので、内容をご確認ください。
なお、確認書が届きました世帯に関しましては、必要事項を記入のうえ返信もしくは窓口へ提出してください。(申請期限:令和5年11月30日(木))
- ・令和5年1月以降に家計急変があった世帯に対しては、諏訪市役所2階「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口」(社会福祉課前)にて令和5年7月18日(火)より申請書のお渡しが可能となります。手続きの詳細につきましては(TEL:52-4141(内線550・551))までお問合せください。



〒392-8511 長野県諏訪市高島 1-22-30
長野県 諏訪市 健康福祉部
社会福祉課 社会係
(担当) 河西 瞭
電 話 0266-52-4141 (内線 231)
F A X 0266-53-6073
メー ル shafuku@city.suwa.lg.jp